

新居浜市上工下水道施設包括委託事業
基本協定書
(概要案)

令和7年9月

新居浜市上下水道局

- 1 締結当事者：
 - 新居浜市（甲）及び優先交渉権者（乙）
- 2 本事業の趣旨・目的
- 3 当事者の責務等
 - 事業契約締結にむけた誠実対応義務
 - 審査委員会の要望事項の尊重
- 4 事業者（SPC）の設立等
 - 乙のうち出資企業による SPC の設立
 - SPC の資本金、出資比率、事業目的、機関設計等の指定
 - 株式の保有要件、譲渡等処分の禁止等
 - 株主間契約の締結
- 5 事業契約の締結
- 6 SPC による各業務の委託
- 7 事業契約の不締結
 - 独禁法違反、反社の場合の事業契約不締結
 - 事業契約不締結に関する違約金
 - その他事業契約不調の場合
- 8 知的財産権
 - 事業終了時の本事業で用いられた知的財産権等技術の取扱い
- 9 その他一般条項
 - 秘密保持義務
 - 準拠法及び管轄裁判所
 - 有効期間